

城里監査第28号
令和7年10月21日

城里町長 上遠野 修 様
城里町農業委員会会長 加藤 文夫 様

城里町監査委員 五十嵐 由美子
城里町監査委員 阿久津 則 男

令和7年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 7 年度定期監査結果

第 1 審査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

第 2 審査の対象

- | | |
|------------|-------------|
| 1 農業委員会事務局 | 6 農業政策課 |
| 2 総務課 | 7 衛生センター |
| 3 都市建設課 | 8 七会診療所 |
| 4 上下水道課 | 9 ななかいこども園 |
| 5 国保年金課 | 10 七会町民センター |

第 3 監査の実施場所及び日程

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 実施場所 | 城里町役場 2 階 202 会議室外 出先機関 |
| 2 実施日程 | 令和 7 年 9 月 25 日（木） |

第 4 監査の着眼点及び方法

城里町監査基準に準拠し、令和 6 年度及び令和 7 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ正確に行われているかについて、関係帳簿、証書類等を検査し、関係職員から説明を受け監査を実施した。

第 5 監査の結果

各課局における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正であると認められた。指摘事項等については、次のとおりである。

確認した事実	措置すべき内容	該当課局
農業委員会会長交際費の支出基準に規定する新盆の際の提灯代は、社会通念上の支出範囲であるか疑問である。	交際費の支出は長の裁量権に属するものであり、長の判断を尊重すべきものであるが、町民の関心も高く執行内容にはいささかの疑念があってはならない。社会環境の変化への対応や透明性のさらなる向上を図るため、支出基準の見直しを検討すること。	農業委員会事務局

確認した事実	措置すべき内容	該当課局
消防団長交際費を支出するための基準がない。	町長交際費の支出基準に準じて支出しているが、町長とは交際範囲も異なることから、近隣市町村を参考に支出基準を制定すること。	総務課
一部の職員において出退勤の打刻時間と時間外勤務手当の請求時間に大きな乖離がある。	時間外勤務は所属長の命令により勤務ことが前提であることから、当該職員の業務を適正に管理するとともに、課内業務の均衡を取ること。また、命令に基づく時間外勤務は手当の支給又は代休等により適正に処理すること。	農業政策課
テニスコートが一般開放されていることについて	敷地内テニスコートを町民等に開放しているのであれば、一定の周知を図るとともにルール化し、トラブルとならないよう配慮すること。また、設備等の安全管理を徹底し、事故防止に努めること。	衛生センター
職員配置に限りがあるため、付与された有給休暇の取得率が他の所属と比べ低い。	国の働き方改革の方針を重視し、職員の健康と働く環境を改善するためにも、休暇を取りやすい体制を構築し、休暇を取得したいときに取得できるよう工夫すること。	七会診療所

第6 監査委員の意見

監査対象とした課局に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、いくつかの改善すべき事項が見られたので、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。